



平成19年6月28日

各 位

会社名 日本油脂株式会社
代表者名 代表取締役社長 大池 弘一
(コード番号 4403 東証1部)
問合せ先 人事・総務部長 宮道 建臣
(TEL.03-5424-6634)

当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の
継続に関するお知らせ

当社は、平成19年3月26日開催された取締役会において決議しました「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「本対応方針」といいます。）につきまして、定時株主総会後最初に開催される取締役会において本対応方針を継続するかどうかにつき再度検討することとしておりましたが、今般、平成19年6月28日開催された定時株主総会後に開催されました取締役会において本対応方針の必要性を検討した結果、下記内容にて継続することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 大規模買付ルールの目的

(1) 当社の企業価値向上の取り組みについて

当社は、「バイオから宇宙まで」のキャッチフレーズのもと、総合化学企業として地球との共生と、地球環境にやさしく、をコンセプトに事業を展開しております。

今年創立70周年を迎える歴史の中で、事業ポートフォリオの入れ替えも実施してまいりました。現在は油化・化成・化薬・食品を基幹4事業、ライフサイエンス・電材・DDS（薬物伝送システム）を新規開発3事業と位置付けた体制で事業展開しております。

現在2007年度を最終年度とする中期3ヵ年経営計画のもと、高機能潤滑油や電子材料分野向けの脂肪酸誘導体製品、機能性ポリマー・フィルム他の機能性化学製品、健康関連製品等成長性の高い製品、および新規3事業製品の市場開拓と研究開発に積極的に取り組んでおります。業績は順調に推移中であり、財務基盤も強化されてきました。また、一昨年のDDS新工場、昨年末の反射防止フィルム第4塗工設備、および中国における有機過酸化物と脂肪酸エステル工場の建設等、生産設備の増強にも注力し、今後一層の飛躍を目指す態勢を整えております。

更なる経営効率の向上を図るため、昨年 4 月に当社および連結子会社 3 社を対象に基幹系業務統合システムを立ち上げ、本年 4 月には残る連結子会社への導入を行いました。

永年培ってきた多様な固有技術を含む有形・無形の経営資源が一体となって、当社の企業価値を創造していると考えております。従って、これらの経営資源を十分理解し最大限有効に活用して、安定的かつ持続的な企業価値の更なる向上を目指すことが、株主の皆様の共同の利益に資するものと考えます。

(2) 大規模買付ルール必要性

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。従いまして、当社取締役会としては、株主の皆様の判断のために、大規模買付行為に関する情報が提供された後、これを評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示します。また、必要に応じて、大規模買付者と交渉したり、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

上記の通り安定的かつ持続的な企業価値の向上を目指す当社の経営にあたっては、生産技術をはじめ当社固有の技術や幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに顧客・従業員および取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。これらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる企業価値を適正に判断することはできません。当社は、当社株式の適正な価値を株主の皆様や投資家の皆様にご理解いただくような IR 活動を目指しておりますものの、突然、大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、顧客および取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、独立の外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が提示された場合には）その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否

を適切に決定する機会を与えられることとなります。

このようなルールの設定については、裁判所においても、「経営支配権を争う敵対的買収者が現れた場合において、取締役会において、当該敵対的買収者に対し事業計画の提案と検討期間の設定を求め、当該買収者と協議してその事業計画の検討を行い、取締役会としての意見を表明するとともに、株主に対し代替案を提示することは、提出を求める資料の内容と検討期間が合理的なものである限り、取締役会にとってその権限を濫用するものとはいえない。」と判示され、その正当性が是認されているところです（東京地方裁判所平成17年7月29日決定）。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益（以下、単に「株主共同の利益」といいます。）に合致すると考え、以下の内容の事前の情報提供に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することといたしました。

2. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者は当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様への判断及び取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

大規模買付者およびそのグループの概要（大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

大規模買付行為の目的および内容

当社株式の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け

当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下、「買付後経営方針等」といいます。）

当社および当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、地域社会、その他利害関係者と当社および当社グループとの関係について、当社の経営に参画した後に予定する変更の有無およびその内容

上記④および⑤が、当社および当社グループの企業価値を安定的かつ持続的に向上させることの根拠

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととし、当社は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき本必要情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買

付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は独立の外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。評価期間の延長が必要な場合には、延長する理由と期間を速やかに公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

3. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を掲示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールを遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が明らかに濫用目的によるもの(注4)と認められ、その結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることがあります。当該大規模買付行為が株主共同の利益を著しく損なうか否かの検討および判断については、その判断の客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容(目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等)や、当該大規模買付行為が株主共同の利益に与える影響を検討し決定することとします。

注4: 濫用目的によるものとは、

例えば、大規模買付者が、①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合、②会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合、③会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合、④会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係し

ていない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合、などを想定しています。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何に関わらず、当社取締役会は、株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は、別紙に記載のとおりとなる可能性があります。

4. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款に認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において著しい損失を被るような事態が生じないよう努める方針です。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりになります。

新株予約権の発行につきましては、新株予約権の行使により新株を取得するための所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することとなった際に、法令に基づき別途お知らせ致します。ただし、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

上記にかかわらず、当社取締役会が新株予約権発行後の一定の日をもって、大規模買付者およびその一定の関係者を除く株主の皆様の新株予約権を取得し、当該新株予約権と引換えに当社の普通株式の交付を行うことを決議した場合には、該当の株主様に一齐に株券を交付いたしますので、上記行使の手続を経ることなく株券の交付を行います。

なお、具体的な対抗措置を発動した後、具体的な状況の変化により、当該対抗措置を中止することが当社の安定的かつ持続的な企業価値の向上に資すると判断した場合には、当該対抗措置を中止する場合があります。この場合には、一株当たり株式価値の希釈化が生じませんので、一株当たり株式価値の希釈化を前提として売付等を行った投資家の皆様は株価の変動により、相応の損害を被る可能性があります。

5. 本対応方針の有効期限、継続および廃止

当社は取締役の任期を1年と定めておりますので、毎年 of 当社定時株主総会終了後、最初に開催される当社取締役会において、本対応方針の継続または廃止の決定を行います。

また、当社取締役会が、本対応方針の継続または廃止の決定を行った場合には、その概要を速やかに株主および投資家の皆様へ開示します。

新株予約権の概要

1. 新株予約権の割当て方法
新株予約権無償割当ての規定により、当社取締役会が新株予約権発行決議において定める割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有株式（ただし、同時点において当社の有する当社普通株式の数を除く。）の数に応じて新株予約権を割り当てる。
2. 発行する新株予約権の総数
新株予約権発行決議において定める割当期日における当社の最終の発行済株式数（ただし、同時点において当社の有する当社普通株式の数を除く。）に応じて当社取締役会が決定する。なお、当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の無償割当てを行うことがある。
3. 新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日
新株予約権発行決議において当社取締役会が定める。
4. 新株予約権の目的となる株式の種類
新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とする。
5. 新株予約権の目的となる株式の総数
 - (1) 新株予約権発行決議において定める割当期日における当社の最終の発行済株式数（ただし、同時点において当社の有する当社普通株式の数を除く。）と同数を当初の上限とする。
 - (2) 当社が新株予約権発行後、株式の分割または株式の併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上とする。
7. 権利行使期間
新株予約権発行決議において当社取締役会が定める日から6ヶ月を経過する日までとする。
8. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における資本金および資本準備金
新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合には、行使に際して出資される財産の価額の総額を資本金として計上する。
9. 譲渡制限
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
10. 行使条件
大規模買付者およびその一定の関係者は、新株予約権を行使することができない。詳細については当社取締役会で別途定めるものとする。
11. 取得条項
 - (1) 当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、新株予約権のうち上記10の規定にて新株予約権を行使できない者の新株予約権を除いた新株予約権を取得することが

できる。この場合には、当社は当該新株予約権を取得するのと引換えに、当社普通株式を交付する。

- (2) 当社は、新株予約権の効力発生日から、権利行使期間の開始日または上記(1)による取得の日のいずれか早い日の前日までの間においては、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、新株予約権を無償で取得することができる。
12. 合併・吸収分割・新設分割・株式交換・株式移転時の存続会社等による新株予約権の交付に関する事項
当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）・吸収分割・新設分割・株式交換・株式移転を行う場合は、それぞれ会社法第 236 条第 1 項第 8 号イないしホに定める株式会社の新株予約権を交付することができる。
13. 新株予約権証券の発行等
当社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上